



福岡県医発第 953 号（総）

平成 22 年 7 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件に関し、日本医師会より周知方依頼がありました。

外国において医師等の医療関係者を養成する学校等を卒業した者又は当該医療関係資格に係る免許を得た者が、それぞれ我が国の医師等の国家試験を受験するには、医師法等の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされております。

厚生労働大臣が行う国家試験受験資格認定の基準は、平成 17 年 3 月 24 日付医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知に定められておりますが、今般、日本語能力試験が改定され、レベルが 4 段階（1 級～4 級）から 5 段階（N1～N5）となったことに伴い、当該通知が一部改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成 22 年 6 月 25 日付医政発 0625 第 11 号厚生労働省医政局長通知中、「平成 15 年 9 月 12 日付医政発第 0912001 号厚生労働省医政局長通知」とありますのは、「平成 17 年 3 月 24 日付医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知」の誤りであることを確認済みでありますので、申し添えます。

小郡三井医師会より

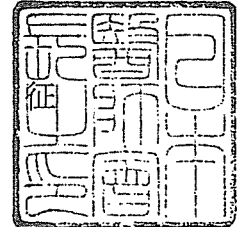
会長 蒲池 壽

日医発第 393 (生 26)

平成 22 年 7 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、外国において医師等の医療関係者を養成する学校等を卒業した者又は当該医療関係資格に係る免許を得た者が、それぞれ我が国の医師等の国家試験を受験するには、医師法等の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされております。

厚生労働大臣が行う国家試験受験資格認定の基準は、平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知に定められておりますが、今般、日本語能力試験が改定され、レベルが 4 段階（1 級、2 級、3 級、4 級）から 5 段階（N 1、N 2、N 3、N 4、N 5）となったことに伴い、平成 22 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 11 号厚生労働省医政局長通知にて当該通知が一部改正されました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 22 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 11 号厚生労働省医政局長通知中、平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号厚生労働省医政局長通知とありますのは、平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知の誤りであることを確認済みでありますので、申し添えます。

(添付資料)

1. 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について（通知）

(平 22. 6. 25 医政発 0625 第 12 号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知)



2. 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について
(平 22. 6. 25 医政発 0625 第 11 号 厚生労働省医政局長通知)

(参 考)

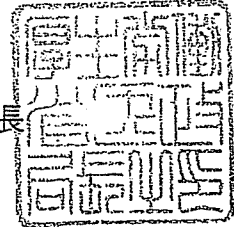
1. 医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について
(平 17. 3. 24 医政発第 0324007 号 厚生労働省医政局長通知) 【今改正前】

医政発0625第12号

平成22年6月25日

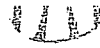
日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について（通知）

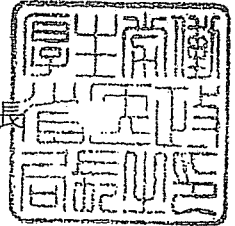
標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて通知したので、御了知いただくようお願いいたします。



医政発0625第11号
平成22年6月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、日本語能力試験が改定されたことに伴い、平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

別添 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別添) <u>医師国家試験受験資格認定</u> 1・2 (略) 3. 書類審査の認定基準 (1)～(8) (略) (9) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、<u>日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）</u>の認定を受けていること 4・5 (略) 6. 必要書類 (1)～(15) (略) (16) 日本の<u>中学校及び高等学校</u>を卒業していない者の場合は、<u>日本語能力試験N1認定書</u>と成績書の写し <u>医師国家試験予備試験受験資格認定</u> 1・2 (略) 3. 認定基準 (1)～(8) (略) (9) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、<u>日本語能力試験N1</u>の認定を受けていること 4. (略) 5. 必要書類	(別添) <u>医師国家試験受験資格認定</u> 1・2 (略) 3. 書類審査の認定基準 (1)～(8) (略) (9) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、<u>日本語能力試験1級</u>の認定を受けていること 4・5 (略) 6. 必要書類 (1)～(15) (略) (16) 日本の<u>中学及び高等学校</u>を卒業していない者の場合は、<u>日本語能力試験1級認定書</u>と成績書の写し <u>医師国家試験予備試験受験資格認定</u> 1・2 (略) 3. 認定基準 (1)～(8) (略) (9) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、<u>日本語能力試験1級</u>の認定を受けていること 4. (略) 5. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

歯科医師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 書類審査の認定基準

(1) ～ (8) (略)

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4・5 (略)

6. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (8) (略)

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. (略)

5. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

歯科医師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 書類審査の認定基準

(1) ～ (8) (略)

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4・5 (略)

6. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (8) (略)

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. (略)

5. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

看護師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

保健師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

看護師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

保健師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語

能力試験N1 認定書と成績書の写し

助産師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1 認定書と成績書の写し

歯科衛生士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1 認定書と成績書の写し

能力試験1級認定書と成績書の写し

助産師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(6) (略)

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

歯科衛生士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

診療放射線技師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

歯科技工士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

臨床検査技師国家試験受験資格認定

診療放射線技師士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

歯科技工士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

臨床検査技師国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

視能訓練士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

視能訓練士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. (略)

5. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

臨床工学技士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

義肢装具士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (5) (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. (略)

5. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

臨床工学技士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1) ～ (15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

義肢装具士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1) ～ (5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

救急救命士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

言語聴覚士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

救急救命士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

4. 必要書類

(1)～(15) (略)

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

言語聴覚士国家試験受験資格認定

1・2 (略)

3. 認定基準

(1)～(5) (略)

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能

<u>試験N1</u>の認定を受けていること 4. <u>必要書類</u> (1)～(15) (略) (16) 日本の<u>中学校</u>及び<u>高等学校</u>を卒業していない者の場合は、<u>日本語能力試験N1認定書</u>と成績書の写し	<u>力試験N1</u>の認定を受けていること 4. <u>提出書類</u> (1)～(15) (略) (16) 日本の<u>中学</u>及び<u>高等学校</u>を卒業していない者の場合は、<u>日本語能力試験1級認定書</u>と成績書の写し
--	--

(1) 3の守秘義務規定に違反した場合には、保健婦、看護婦及び准看護婦は六か月以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に、歯科技工士は五〇万円以下の罰金に処すること等所要の罰則規定を整備したこと。(改正法による改正後の保健婦助産婦看護婦法第四十四条の三、改正法による改正後の歯科技工士法第三十一条等) 詳細については別紙4参照。

(2) 毒物及び劇物取締法及び同法施行令の罰則規定について、薬事法の罰則との均衡等を踏まえ、所要の整備をしたこと。なお、詳細については別紙5参照。

第三 障害者に係る欠格事由に該当する者で資格等を付与された者を雇用する際等における留意点

1 各資格者の教育・養成機関は、障害者に配慮した就学環境の改善等を図り、障害者の資格取得のための条件整備に努めるべきものであること。

2 障害者に係る欠格事由に該当する者で免許等を付与された者等を雇用又は配置する医療機関又は事業者は、当該障害者の適正な業務遂行が担保されるよう、当該障害者が利用している障害を補う手段又は受けている治療等を十分に把握した上で、必要に応じて、追加的な補助的手段の供与、適切な補助者の配置又は適切な設備の整備等の措置を講ずるよう努めるべきであること。

第四 障害者を雇用する際等の設備の整備その他必要な措置の事業者等への義務付け

1 薬事法関係

薬事法施行規則においては、薬局管理者は自ら以下の障害を有する薬剤師であるとき又は、その薬局において薬事に関する業務に従事する薬剤師が以下の障害を有する場合には、保健衛生上の危害が生じるおそれがないように、必要な設備の整備その他の措置を講じなければならないものとしたこと(規則第十一條の四(第二十七條の三及び第二十九條の三で準用する場合を含む。))。

措置内容については、障害の内容・程度により異なるが、その具体例は、以下のとおりである。

(1) 視覚の障害を有する者の場合には、拡大器等
(2) 聴覚若しくは言語機能又は音声機能の障害を有する者

2 の場合にはフлакシミリ装置の設置等
毒物及び劇物取締法関係

毒物及び劇物取締法施行令においては、特定毒物研究者が以下の障害を有する者である場合又は以下の障害を有する者を毒物劇物取扱責任者として置く場合に、保健衛生上の危害を確実に防止するため、必要な設備の整備、補助者の配置その他の措置を講じなければならないものとしたこと(令第三十六條の五)。

また、特定毒物研究者の許可の申請及び毒物劇物取扱責任者の届出に当たって、障害を補うために措置を講じる必要がある場合には、講じる措置の内容を記載した書面を添付させるものとしたこと(省令第四條の六第二項第四号、第五條第二項第五号)。

なお、都道府県においては、当該書類を新たに添付させることに留意して、講じる措置の内容が適正であることを確認されたいこと。

措置内容については、障害の内容等により異なるが、その具体例は、以下のとおりである。

(1) 聴覚の障害を有する者の場合には、異常を知らせるためのランプ又はこれに代替する設備の設置等

(2) 言語機能又は音声機能の障害を有する者の場合には、異常を研究所等内に知らせるためのサイレン又はこれに代替する設備の設置、異常を外部に知らせるためのフлакシミリ装置の設置等

(3) 視覚の障害を有する者の場合には、補助者の配置等
なお、補助者については、毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者の責任において配置するものであるが、毒物劇物取扱責任者及び特定毒物研究者の業務を行うに当たり必要な認知、判断及び意志疎通を適切に補助できる者であれば特定の資格等を要するものではないこと。

第五 その他

改正法の施行後五年を目途として、各法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、施行の状況を勘案して必要な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。こと。(改正法附則第二条)

別紙1～5 略

(参考) ※改正前

○医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について

改正 平二一医政発〇四二四〇一一
平成一七・三・二四 医政発〇三二四
各都道府県知事宛 厚生労働省医政局
長通知

現在、外国において医師等の医療関係者を養成する学校等を卒業した者又は当該医療関係資格に係る免許を得た者が、それぞれ我が国の医師等の国家試験を受験するには、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)等の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされている。

これまで、このような厚生労働大臣の認定については、国家試験受験資格認定申請者が永住者、定住者等の在留活動に制限のない在留資格を有していること等を前提に、当該申請者からの申請内容について、当省で定めた基準に照らし、判断を行ってきたところである。

今般、平成十六年三月十九日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進三か年計画」を踏まえ、平成十七年度の国家試験から、在留活動に制限のある在留資格を有する者についても国家試験受験資格認定申請を行えることとした。

また、厚生労働大臣が行う国家試験受験資格認定の基準は別添のとおりであるので、貴職におかれては、これらの趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方願いたい。

※本通知の対象となる国家資格は以下のとおりである。

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

(別添)

医師国家試験受験資格認定

医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一条第三号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の医学学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2 審査方法

以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行う。

3 書類審査の認定基準

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

(1) から(9)までの項目を満たすことを要する。

イ) 外国医学学校の修業年数

フ) 医学学校の入学資格

高等学校卒業以上(修業年数二年以上)

イ) 医学学校の教育年限

六年以上(進学課程：二年以上、専門課程：四年以上)

上

但し、インターン期間については教育年数に算入しない。

ウ) 医学学校卒業までの修業年限

一八年以上

(2) 専門科目の履修時間

四五〇〇時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

と

(3) 医学学校卒業からの年数

一〇年以内(但し、医学教育又は医業に従事している期間を除く。)

(4) 専門科目の成績

良好であること

(5) 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(6) 当該国の政府の判断

WHO's World Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること

(7) 医学学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無

取得していること

(8) 当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていること

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 日本語診療能力調査の認定基準

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、患者の訴えや現症などの医療

情報の収集、検査や治療の指示及び診断書の作成等について、日本の医学学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が二四〇／四八〇以上であり、かつ〇点の項目がないことを要する。

(1) 調査委員

内科、外科、小児科、産婦人科を専門とする医師国家試験委員を各一名

(2) 調査内容

日本語の診療能力を調査するために必要と考えられる程度の医学に関する内容について試問する。

(3) 評価項目

以下の領域について、各々四段階(三〇〇)の評価を行う。

ア) 発話力

相手(患者、医師等)にわかりやすく説明または指示を与えることができるか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことができるか。

イ) 理解力

相手(患者、医師等)の言うことを理解することができるか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。

ウ) 作文力

基本的な医療記録を日本語(仮名混じりも可)で作成できるか。

エ) 語彙数

日本で通常用いられる医学用語を理解し使用することができるか。

(4) 評価区分

3 ……日本語で医学教育を受けた者と変わらない
2 ……やや能力が劣るが、診療の支障とならない
1 ……困難であるが、かろうじて問題を克服することができ
0 ……誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある
その他
書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力試験において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。
必要書類
申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
(1) 医師国家試験受験資格認定願
(2) 医師国家試験受験資格認定申請理由書
(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から医学学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)
(4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本)
(5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限定。)
(6) 写真(三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。)
(7) 外国で取得した医師免許証の写し
(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

- (9) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国医学校の施設現況書（卒業当時のものと、所定の様式によること。）
- (13) 外国で医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国医学校のパンフレット
- (16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7)・(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7)・(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

医師国家試験予備試験受験資格認定

医師法第十二条に基づく医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国医学校の修業年数
 - ア 医学校の入学資格
 - イ 高等学校卒業以上（修業年数二年以上）
 - ロ 医学校の教育年限
 - 五年以上（専門課程：四年以上）
 - 但し、インターン期間については教育年数に配慮するものとする
- ウ 医学校卒業までの修業年限
 - 一 七年以上
- (2) 専門科目の履修時間
 - 三五〇時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること
- (3) 医学校卒業からの年数
 - 一〇年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間を除く。）
- (4) 専門科目の成績
 - 良好であること
- (5) 教育環境
 - 大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っていないものでないこと
- (6) 当該国の政府の判断
 - WHO World Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること
- (7) 医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無
 - 取得していないこともよい
- (8) 当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度
 - 制度が確立されていないこともよい
- (9) 日本語能力
 - 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者について

4 は、日本語能力試験一級の認定を受けていることその他

医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後、予備試験（第一部試験、第二部試験）を受験し、同試験に合格してから、更に一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経てから医師国家試験が受験可能になる。

5 必要書類

- (1) 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (2) 医師国家試験予備試験受験資格認定願
- (3) 医師国家試験予備試験受験資格認定申請理由書
- (4) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (5) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (6) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）
- (8) 外国で取得した医師免許証の写し
- (9) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (10) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (11) 卒業した外国医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (12) 卒業した外国医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (13) 卒業した外国医学校の施設現況書（卒業当時のものと、所定の様式によること。）
- (14) 外国で医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (15) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (16) 卒業した外国医学校のパンフレット

日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科医師国家試験受験資格認定

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第三号に基づき、歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

- 1 審査対象者
外国の歯科医学校を卒業し、又は外国において歯科医師免許を得た者
- 2 審査方法
以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の基準を満たした者に対して、歯科医師国家試験受験資格認定を行う。
- 3 書類審査の認定基準
審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。
(1) から(9)までの項目を満たすことを要する。
(1) 外国歯科医学校の修業年数
ア 歯科医学校の入学資格
高等学校卒業以上（修業年数二年以上）
イ 歯科医学校の教育年限
六年以上（進学課程：二年以上、専門課程：四年以上）

但し、インターン期間については教育年数に算入しない。

ウ 歯科医学校卒業までの修業年限
一八年以上

(2) 専門科目の履修時間
四五〇〇時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

(3) 歯科医学校卒業からの年数
一〇年以内（但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。）

(4) 専門科目の成績
良好であること

(5) 教育環境
大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(6) 当該国の政府の判断
WHOのWorld Directory of Dentistry Schoolsに原則報告されていること

(7) 歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無
取得していること

(8) 当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度
制度が確立されていること

(9) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

は、日本語診療能力調査の認定基準

4 日本語診療能力調査の認定基準

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、患者の訴えや現症などの歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が二四・四八以上であり、かつ〇点の項目がないことを要する。

(1) 調査委員

保存学、補綴学、口腔外科学、矯正学を専門とする歯科医師国家試験委員を各一名

(2) 調査内容

日本語の診療能力を調査するために必要と考えられる程度の歯科医学に関する内容について試問する。

(3) 評価項目

以下の領域について、各々四段階（三〇）の評価を行う。

ア 発話力

相手（患者、歯科医師等）にわかりやすく説明または指示を与えることができるか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことができるか。

イ 理解力

相手（患者、歯科医師等）の言うことを理解することができるか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。

ウ 作文力

基本的な歯科医療記録を日本語（仮名混じりも可）で作成できるか。

エ 語彙数

日本で通常用いられる歯科医学用語を理解し使用することができるか。

(4) 評価区分

3 ……日本語で医学教育を受けた者と変わらない
2 ……やや能力が劣るが、診療の支障とならない
1 ……困難であるが、かろうじて問題を克服することができる

0 ……誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある

その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力試験において基準以下であった者については、歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 歯科医師国家試験受験資格認定願

(2) 歯科医師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校に

ついで西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本)
 - (5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。)
 - (6) 写真(三枚;申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。)
 - (7) 外国で取得した歯科医師免許証の写し
 - (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - (9) 卒業した外国歯科医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - (10) 卒業した外国歯科医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
 - (11) 卒業した外国歯科医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
 - (12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
 - (13) 外国で歯科医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
 - (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
 - (15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット
 - (16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
- *作成上の注意
- 1 提出書類の部数は一部である。
 - 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
 - 3 (7)・(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
 - 4 (7)・(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照会後に返還する。)
 - 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

歯科医師法第十二条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の歯科医学校を卒業し、又は外国において歯科医師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

(1) 外国歯科医学校の修業年数

ア 歯科医学校の入学資格

イ 高等学校卒業以上(修業年数二年以上)

ウ 歯科医学校の教育年限

エ 五年以上(専門課程:四年以上)

但し、インターン期間については教育年数に配慮するものとする

ウ 歯科医学校卒業までの修業年限

一 七年以上

(2) 専門科目の履修時間

三五〇〇時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

と

(3) 歯科医学校卒業からの年数

一〇年以内(但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。)

(4) 専門科目の成績

良好であること

(5) 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものでないこと

(6) 当該国の政府の判断

WHO World Directory of Dentistry Schoolsに原則

報告されていること

(7) 歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無

取得していないともよい

(8) 当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていないともよい

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 その他

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後、予備試験(第一部試験、第二部試験)を受験し、同試験に合格してから、更に一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経てから歯科医師国家試験が受験可能になる。

5 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定願

(2) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校

から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来る

だけ詳細に記載すること。)

(4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本)

(5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。)

(6) 写真(三枚;申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。)

(7) 外国で取得した歯科医師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国歯科医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国歯科医学校の暦年学業成績書の写し又は暦

年学業成績証明書

(11) 卒業した外国歯科医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(13) 外国で歯科医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット

(16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

看護師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一條第四号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限

ア 看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上、又は同等と認められる者）

イ 看護師学校養成所の修業年限

三年以上

ウ 看護師学校養成所卒業までの修業年限

一年以上、又は同等と認められる者

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が九七単位以上（三〇〇〇時間以上）で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。

但し、平成二十二年八月三十一日以前に申請したものについては、九三単位以上（二八九五時間以上）とする。

(3) 教育環境

日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること

(4) 当該国の判断

当該国、又は州政府等によつて正式に認められた学校養成所であること

(5) 看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 必要書類

申請に当たつて、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 看護師国家試験受験資格認定願

(2) 看護師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）

(6) 写真（一枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(7) 外国で取得した看護師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）

(12) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書

(13) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(14) 卒業した外国看護師学校のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によつて正式に認可されたものであることを示す証明）

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

- 3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。
- 4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）
- 7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第三号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

- 1 審査対象者
外国の保健師学校養成所を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者
- 2 審査方法
審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の保健師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。
- 3 認定基準
左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。
- (1) 外国保健師学校養成所の修業年限
ア 外国看護師学校養成所（修業年限三年以上）を卒業した者で、外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上イ 保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつても、高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）を入学資格とし、修業年限は三年六か月以上であること
- ウ 特例

- 4 (2) 当該国において、保健師の免許制度がない場合にあつては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること
- (3) 教育科目の履修時間
外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が二三単位以上（七四五時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一七七単位以上（三六四五時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。
- (4) 当該国の判断
当該国、又は州政府等によつて正式に認められた学校養成所であること
- (5) 保健師学校卒業後、当該国の看護師免許取得の有無原則として取得していること
- (6) 当該国の保健師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
- (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
- 必要書類
申請に当たつて、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 保健師国家試験受験資格認定願
- (2) 保健師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から保健師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（一枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

- (7) 外国で取得した保健師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書
- (13) 外国で外国保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によつて正式に認可されたものであることを示す証明）
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
- *作成上の注意
- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。
- 3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。
- 4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）
- 7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による

申請は受理しない。

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十条第三号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の助産師学校養成所を卒業し、又は外国において助産師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の助産師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国助産師学校の修業年数

ア 外国看護師学校養成所（修業年限三年以上）を卒業した者で、外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上イ 助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつても、高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）を入学資格とし、修業年限は三年六か月以上であること

ウ 特例
当該国において、助産師の免許制度がない場合にあっては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること

教育科目の履修時間
外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合には、履修時間の合計が二三位以上（七六五時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一一位以上（二七九〇時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

4

(4) 日本の助産師学校養成所と同等以上と認められること
当該国の判断

(5) 当該国、又は州政府等によって正式に認められた学校養成所であること

(6) 助産師学校卒業後、当該国の助産師免許取得の有無原則として取得していること

(7) 当該国の助産師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

(8) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
必要書類

(9) 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(10) 助産師国家試験受験資格認定願

(11) 助産師国家試験受験資格認定申請理由書

(12) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から助産師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(13) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(14) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）

(15) 写真（一枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(16) 外国で取得した助産師免許証の写し

(17) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

(18) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(19) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(20) 卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨床実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）

(21) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書

(22) 外国で外国助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(23) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）

(24) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

(25) 提出書類の部数は一部である。

(26) (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

(27) (12)は卒業当時の状況を記載すること。

(28) 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

(29) (7)及び(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

(30) (7)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）

(31) 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

(32) 申請は受理しない。

(33) 申請は受理しない。

る）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）

(12) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書

(13) 外国で外国助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(14) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。

4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

5 (7)及び(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6 (7)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）

7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

申請は受理しない。

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科衛生士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し歯科衛生士国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国歯科衛生士学校養成所の修業年数

ア 外国歯科衛生士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）

イ 外国歯科衛生士学校養成所の修業年限

三年以上（但し、平成二十二年三月三十一日までに外国歯科衛生士学校養成所に入学者については、二年以上とする。）

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が一七八五時間以上で、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績

良好であること

(4) 教育環境

日本の歯科衛生士学校養成所と同等以上と認められること

(5) 外国歯科衛生士学校養成所卒業後、当該国の歯科衛生士免許取得の有無

取得していないともよい

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 歯科衛生士国家試験受験資格認定願

(2) 歯科衛生士国家試験受験資格認定願

履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校

から歯科衛生士学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）

(6) 写真（三枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(7) 外国で取得した歯科衛生士免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書

(11) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(13) 外国で歯科衛生士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所のパンフレット

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

診療放射線技師国家試験受験資格認定

診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第二号に基づく診療放射線技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の診療放射線技師学校養成所を卒業し、又は外国において診療放射線技師に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の診療放射線技師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し診療放射線技師国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国診療放射線技師学校養成所の修業年数

ア 外国診療放射線技師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）

イ 外国診療放射線技師学校養成所の修業年限

三年以上（但し、外国診療放射線技師学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が二六〇〇時間以上で、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績

良好であること

(4) 教育環境

日本の診療放射線技師学校養成所と同等以上と認められ

ること

- (5) 外国診療放射線技師学校養成所卒業後、当該国の診療放射線技師免許取得の有無
取得していなくともよい
- (6) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
必要書類
申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 診療放射線技師国家試験受験資格認定願
- (2) 診療放射線技師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から診療放射線技師学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り、申請写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）
- (6) 外国で取得した診療放射線技師免許証の写し
- (7) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (8) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (9) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (10) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (11) 外国で診療放射線技師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (13) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所のパンフレット

- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
*作成上の注意
- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科技工士国家試験受験資格認定

歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十四条第四号に基づく歯科技工士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

- 1 審査対象者
外国の歯科技工士学校を卒業し、又は外国において歯科技工士学校養成所に相当する免許を受けた者
- 2 審査方法
審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科技工士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。
- 3 認定基準
左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し歯科技工士国家試験受験資格認定を行う。
- (1) 外国歯科技工士学校養成所の修業年数
ア 外国歯科技工士学校養成所の入学資格
高等学校卒業以上（修業年限一二年以上）
イ 歯科技工士学校の修業年限

三年以上（但し、歯科技工士学校入学の際に考慮された前学校養成所の就業年数も含むことができる。）
教育科目の履修時間

- (2) 授業時間の合計が二一五時間以上で、歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）等に規定する専門科目の時間数を概ね満たすこと
- (3) 専門科目の成績
良好であること
- (4) 教育環境
日本の歯科技工士学校養成所と同等以上と認められること

- (5) 外国歯科技工士学校養成所卒業後、当該国の歯科技工士免許取得の有無
取得していなくともよい
- (6) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
必要書類

4

- (1) 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (2) 歯科技工士学校国家試験受験資格認定願
- (3) 歯科技工士学校国家試験受験資格認定申請理由書
- (4) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科技工士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (5) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (6) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り、申請写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）
- (7) 外国で取得した歯科技工士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

- (10) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の教科課程及び時間を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で歯科技工士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国歯科技工士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

臨床検査技師国家試験受験資格認定

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第三号に基づき臨床検査技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の臨床検査技師学校養成所を卒業し、又は外国において臨床検査技師に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の臨床検査技師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し臨床検査技師国家試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国臨床検査技師学校養成所の修業年数
 - ア 外国臨床検査技師学校養成所の入学資格
 - イ 高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）
 - エ 外国臨床検査技師学校養成所の修業年限三年以上（但し、臨床検査技師学校入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）
 - (2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が二四〇時間以上で、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと
 - (3) 専門科目の成績

良好であること
 - (4) 教育環境

日本の臨床検査技師学校養成所と同等以上と認められること
 - (5) 外国臨床検査技師学校養成所卒業後、当該国の臨床検査技師免許取得の有無

取得していなくともよい
 - (6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
- 必要書類
- 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 臨床検査技師国家試験受験資格認定申請理由書
 - (2) 臨床検査技師国家試験受験資格認定願
 - (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から臨床検査技師学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても

出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）

(6) 写真（三枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(7) 外国で取得した臨床検査技師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書

(11) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(13) 外国で臨床検査技師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国臨床検査技師学校のパンフレット

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格
認定

理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第十一条第三号及び第十二条第三号に基づく理学療法士及び作業療法士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の理学療法士（作業療法士）学校養成施設を卒業し、又は外国において理学療法士（作業療法士）の免許に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の理学療法士（作業療法士）学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

以下の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の修業年数

ア 理学療法士（作業療法士）学校養成施設の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）

イ 理学療法士（作業療法士）学校養成施設の修業年限

三年以上（但し、外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

(2) 教育科目の履修時間

理学療法士については、授業時間の合計が二四三〇時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）等に規定する専門科目の単位数（又は時間数）を概ね満たすこと

作業療法士については、授業時間の合計が二四六〇時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績

良好であること

(4) 教育環境

養成訓練課程が、世界理学療法士連盟（又は作業療法士連盟）の定めた基準に適合していること

(5) 理学療法士（作業療法士）学校卒業後、当該国の理学療法士（作業療法士）免許取得の有無

取得していないともよい

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定願

(2) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から理学療法士（作業療法士）学校養成施設卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）

(6) 写真（三枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(7) 外国で取得した理学療法士（作業療法士）免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

(9) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

(11) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(13) 外国で外国理学療法士（作業療法士）免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設のパンフレット

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

視能訓練士国家試験受験資格認定

視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第三号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の視能訓練士学校養成所を卒業し、又は外国において視能訓練士に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の視能訓練士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し視能訓

練士国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国視能訓練士学校養成所の修業年数

ア 外国視能訓練士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）

イ 外国視能訓練士学校養成所の修業年限

三年以上（但し、外国視能訓練士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が一四四〇時間以上で、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省・厚生省令第二号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績

良好であること

(4) 教育環境

日本の視能訓練士学校養成所と同等以上と認められること

(5) 外国視能訓練士学校養成所卒業後、当該国の視能訓練士免許取得の有無

取得していなくともよい

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 視能訓練士国家試験受験資格認定願

(2) 視能訓練士国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から視能訓練士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）

(6) 写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの）

(7) 外国で取得した視能訓練士免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書

(11) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(13) 外国で視能訓練士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国視能訓練士学校養成所のパンフレット

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1 提出書類の部数は一部である。

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

臨床工学技士国家試験受験資格認定

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第五

号に基づく臨床工学技士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の臨床工学技士学校養成所を卒業し、又は外国において臨床工学技士に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の臨床工学技士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し臨床工学技士国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国臨床工学技士学校養成所の修業年数

ア 外国臨床工学技士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）

イ 外国臨床工学技士学校養成所の修業年限

三年以上（但し、外国臨床工学技士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

(2) 専門科目の授業時間

授業時間の合計が二五八〇時間以上で、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十二年文部省・厚生省令第二号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績

良好であること

(4) 教育環境

日本の臨床工学技士学校養成所と同等以上と認められること

(5) 外国臨床工学技士学校養成所卒業後、当該国の臨床工学技士免許取得の有無

取得していなくともよい

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 必要書類

- 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 臨床工学技士国家試験受験資格認定願
 - (2) 臨床工学技士国家試験受験資格認定申請理由書
 - (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から臨床工学技士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
 - (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
 - (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）
 - (6) 写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）
 - (7) 外国で取得した臨床工学技士免許証の写し
 - (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - (9) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - (10) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
 - (11) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
 - (12) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
 - (13) 外国で臨床工学技士免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
 - (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
 - (15) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所のパンフレット
 - (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
- *作成上の注意
- 1 提出書類の部数は一部である。
 - 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
 - 3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的

な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

義肢装具士国家試験受験資格認定

義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第四号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の義肢装具士学校養成所を卒業し、又は外国において義肢装具士に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の義肢装具士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国義肢装具士学校養成所の修業年数

ア 外国義肢装具士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限一二年以上）

イ 外国義肢装具士学校養成所の修業年限

三年以上（但し、外国義肢装具士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

(2) 専門科目の授業時間

授業時間の合計が二六七〇時間以上で、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

(3) 専門科目の成績良好であること

(4) 教育環境

日本の義肢装具士学校養成所と同等以上と認められること

(5) 外国義肢装具士学校養成所卒業後、当該国の義肢装具士免許取得の有無

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 義肢装具士国家試験受験資格認定願

(2) 義肢装具士国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から義肢装具士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）

(6) 写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

(7) 外国で取得した義肢装具士免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書

(11) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

- (13) 外国で義肢装具士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書卒業した外国義肢装具士学校養成所のパンフレット
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
- *作成上の注意

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

救急救命士国家試験受験資格認定

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第五号に基づく救急救命士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

- 1 審査対象者
外国の救急救命士学校養成所を卒業し、又は外国において救急救命士に相当する免許を受けた者
- 2 審査方法
審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の救急救命士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。
- 3 認定基準
左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し救急救命士国家試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国救急救命士学校養成所の修業年数
- ア 外国救急救命士学校養成所の入学資格
高等学校卒業以上（修業年限一二年以上）
- イ 外国救急救命士学校養成所の修業年限
二年以上（但し、外国救急救命士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）
- (2) 専門科目の授業時間
救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと
- (3) 専門科目の成績
良好であること
- (4) 教育環境
日本の救急救命士学校養成所と同等以上と認められること
- (5) 外国救急救命士学校養成所卒業後、当該国の救急救命士免許取得の有無
取得していなくともよい
- (6) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
- 必要書類
申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 救急救命士国家試験受験資格認定願
- (2) 救急救命士国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から救急救命士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（三枚：申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）

- (7) 外国で取得した救急救命士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国救急救命士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国救急救命士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国救急救命士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国救急救命士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で救急救命士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書卒業した外国救急救命士学校養成所のパンフレット
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
- *作成上の注意
- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (7) (12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7) (10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

言語聴覚士国家試験受験資格認定

言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第三十三条第六号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

- 1 審査対象者

外国の言語聴覚士学校養成所を卒業し、又は外国において言語聴覚士に相当する免許を受けた者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の言語聴覚士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国言語聴覚士学校養成所の修業年数
ア 言語聴覚士学校養成所の入学資格
高等学校卒業以上（修業年限一一年以上）
イ 外国言語聴覚士学校養成所の修業年限
三年以上（但し、外国言語聴覚士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）
専門科目の授業時間
授業時間の合計が二四七五時間以上で、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと
(3) 専門科目の成績
良好であること
(4) 教育環境
日本の言語聴覚士学校養成所と同等以上と認められること
(5) 外国言語聴覚士学校養成所卒業後、当該国の言語聴覚士免許取得の有無
取得していなくともよい
(6) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること
提出書類
申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
(1) 言語聴覚士学校国家試験受験資格認定願
(2) 言語聴覚士学校国家試験受験資格認定申請理由書
(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から言語聴覚士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学

校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限り。）
(6) 写真（三枚；申請前六か月以内に脱帽正面で撮影した六×四cmのもの。）
(7) 外国で取得した言語聴覚士免許証の写し
(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
(9) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
(10) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
(11) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
(12) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
(13) 外国で言語聴覚士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
(15) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所のパンフレット
(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し
*作成上の注意
1 提出書類の部数は一部である。
2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3 (7)・(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4 (7)・(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照会後に返還する。）
5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

○医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について

改正 平成一九・三・三〇 医政発〇三三〇〇〇二
各都道府県知事・各地方厚生局長宛
厚生労働省医政局長通知

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）において医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部改正が行われ、平成十九年四月一日より、行政処分を受けた医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれては、左記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

- 1 再教育の対象者
再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業停止又は歯科医業停止（以下「医業停止等」という。）処分を受けたすべての医師等並びに再免許を受けようとするすべての者であること。
- 2 再教育の内容等
(1) 再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。
 - ① 戒告処分を受けた医師等 団体研修
 - ② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 団体研修及び課題学習
 - ③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 団体研修及び個別研修
- (2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。